

久留米市企業局公告第9号

令和7年度放光寺浄水場浄水発生土有価物処理業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年1月23日

久留米市企業管理者 石原 純治

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度放光寺浄水場浄水発生土有価物処理業務委託
- (2) 履行場所 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 予定金額 8,349,000円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格 7,590,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 搬出量
ア 予定搬出量 1500m³
イ 想定搬出回数 215台（1台あたり7m³）
- (8) 搬出方法 別紙「仕様書」のとおり

2-1. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札参加資格確認申請書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (3) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
イ アを除く福岡県内 県税
ウ 福岡県外 国税
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 運搬先及び積込み地において、廃掃法第 14 条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているもの）を有すること。
- (8) 搬出先の処理場において、予定搬出量を超える処理能力を有すること。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）第 14 条の規定による汚泥の産業廃棄物収集運搬業許可を持っている業者が浄水発生土の買取を行う業者と共同で入札参加を希望する場合は、2-2「共同企業体の構成条件」に掲げる資格要件を全て満たした特定業務委託共同企業体（以下、「特定 J V」という。）により入札に参加できるものとする。なお、構成員は同一業務委託で他の特定 J Vの構成員になれないものとする。

2-2. 共同企業体の構成条件

- (1) 共同企業体を構成する者の数は 2 者とする。
- (2) 代表者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 2-1 に掲げる（1）から（6）までの要件に全て該当し、（7）の要件に該当する者によること。
- (3) 構成員は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 2-1 に掲げる（1）から（6）までの要件に全て該当し、（8）の要件に該当する者によること。
- (4) 構成員の出資比率の最小限度基準は 30 パーセント以上とすること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間（特定 J Vの代表者と代表者以外の構成員間も含む。）の関係が、以下のいずれの場合にも該当しないこと。ただし、以下のいずれかの関係に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※親会社と子会社：会社法第 2 条第 3 号、第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。

※役員：①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）②取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）

※管財人：会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

(6) 特定JVの存続期間

- ①当該業務委託の落札者となった場合：当該業務委託に係る請負契約履行後3カ月を経過した日まで
- ②当該業務委託の落札者とならなかった場合：当該業務委託に係る請負契約が締結された日まで

3. 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者(特定JVの場合は全ての構成員)は、次に掲げる申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

ただし、本市の入札参加有資格者名簿登録者については、ウ～オの提出書類を提出しなくてもよい。また、エ、オは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

- ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号) ※単独事業者のみ
- イ 特定業務委託共同企業体入札参加資格申請書(様式第2号) ※特定JVのみ
- ウ 役員等調書及び照会承諾書(様式第3号)
- エ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書) ※写し可
- オ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書 ※写し可

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

カ 共同企業体協定書兼委任状（様式第4号）※特定JVのみ

キ 許可取得状況に関する調書（様式第6号）

提出するク、ケについて記載すること。特定JVにあつては、構成員が提出する許可証を全て記載すること。

ク 運搬先及び積込み地における廃掃法第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可書（事業範囲に汚泥が含まれているもの）の写し。（本件入札日以降も有効であるもの）

ケ 搬出先処理場における、浄水発生土の予定搬出量を超える処理能力を示す書類。

コ 使用印鑑届（様式第7号）※特定JVのみ

(3) 提出期限

令和7年2月25日（火）必着

(4) 提出先

「14. 入札関連書類提出先、問い合わせ先」に記載するところ

(5) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

① 通知方法：郵送及びFAX

② 通知時期：令和7年3月6日（木）頃

4. 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下の通り郵送により入札に参加すること。（入札参加資格無しとされた者及び期限までに3の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

(1) 提出書類

ア 入札書（様式第8号）

イ 入札内訳書（様式第9号）

(2) 提出期限

令和7年3月19日（水）必着

(3) 提出先（宛先）

「14. 入札関連書類提出先、問い合わせ先」に記載するところ

(4) 郵送方法

① 封筒表面に「入札書在中」と朱書きして業務名及び宛先を記入し、裏面に差出人の住所及び商号又は名称（特定JVにあつては、特定JVの名称）、代表者の職名及び指名（特定JVにあつては、特定JV代表の職名及び指名）を記入する。

② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。持参は認めない。

(5) 入札に関する注意事項

- ① 入札書（様式第8号）に記載する金額は、各社において設定する収集運搬の単価及び浄水発生土の買取単価を根拠とし、予定搬出量に基づき算出した総価を入札金額とする。
- ② 入札内訳書（様式第9号）には、車両1台あたりの入札者処理施設までの収集運搬単価、及び浄水発生土1 m³あたりの処分単価と、それぞれの業務期間における料金の総計を記載すること。
- ③ 入札内訳書（様式第9号）は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。
- ④ 入札書に記載する金額は一切の諸経費を含め、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。（税抜き金額を記入すること）
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- ⑥ 入札書の日付は、入札書作成日を記入すること。
- ⑦ 入札回数は1回とする。

5. 開札

(1) 日時：令和7年3月21日（金） 10：00

(2) 場所：久留米市企業局 放光寺浄水場 会議室

(3) 立会について

- ア 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。（ただし、1業者1名）
- イ 立会いを希望するものは、開札日前日までに「14. 入札関連書類提出先、問い合わせ先」に連絡すること。
- ウ 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせる。（最低立会い者を2名とする）

(4) 1者入札の取扱い

入札者が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

6. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後から契約締結までの間において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に入札金額の記載がない、訂正されている又は判読できないとき。
- (5) 入札内訳書の提出が無いとき、又は押印がないとき。

- (6) 誤字脱字等により必要事項が判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者かその代理人の記名押印のない入札書による入札をしたとき。
- (7) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札をしたとき。
- (8) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (9) その他入札に関する法令又は条件に違反したと認められる者の入札。

7. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(契約は落札額を構成する単価で行う)
なお落札は最低価格入札者が提出する入札内訳書(様式第9号)の内容を確認後に決定する。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 開札後、落札者に結果を通知するとともに、市ホームページで公表する。
- (4) 落札者が特定JVの場合は、契約締結までに特定業務共同企業体協定書(様式第5号)を提出すること。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出後に入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届(様式第10号)にて届出なければならない。

8. 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額(入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則(昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。)第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金(小切手を含む。)で納付する場合、提出期限に間に合うように、14 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

9. 契約保証金

落札者は、契約までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることが出来る。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

10. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から起算して6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に、久留米市所定の契約書により契約すること。

- (1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書の単価とする。
- (2) 落札者は、契約書に仕様書及び図面を袋とじたものを2部作成する。
- (3) 「契約書」は、市、契約の相手方各1部を所持する。

11. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12. その他

- (1) 現場説明会は開催しない。
- (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (7) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (8) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (11) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、久留米市契約事務規則、その他関係法令の定めによること。
- (12) 契約条項を示す場所

久留米市企業局 上下水道部 浄水管理センター（久留米市企業局放光寺浄水場1階）

13. 仕様書等に対する質問

- (1) 質問の受付期間及び受付場所
 - ① 受付期間：公告日から令和7年3月12日（水）

② 受付場所：10 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和7年3月14日（金）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

1.4. 問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

住所：福岡県久留米市山本町豊田614 放光寺浄水場

電話：0942-43-5826

FAX：0942-43-7910

Eメール：suidokan@city.kurume.lg.jp